

新型コロナウイルス感染拡大の影響に伴う 学費減免支援について

本学では、この度の新型コロナウイルス感染拡大の影響による家計急変のために、学費の支弁が極めて困難、又は支障のある在学生の皆さんに対して、学業を円滑に継続できるよう学費減免支援を行います。

希望者は、所属する学部等事務室までお申し出いただき、申請書類をお受け取りください。

記

1. 学費減免の支援内容

2021年度年額学費総額の5割減免（新入生の入学金は含まない）

2. 支援対象（学部生・大学院生・併設校生）

①又は②に該当し、かつ③に該当する者とする。

①国や地方公共団体が、新型コロナウイルス感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書（対象の公的支援は緊急小口資金、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予など、新制度の例に準ずる。ただし給付金は除く）を受けている家庭の者。

②当該感染症拡大により主たる生計維持者（例えば父）の2019年の所得と比較して2020年の所得が2分の1以下に減少した者、又は2021年の所得見込みが2019年又は2020年所得と比較して2分の1以下になる見込みの者。

③主たる生計維持者（例えば父）と別に生計を維持する者（例えば母）の収入と合わせ、給与所得の場合841万円以下（家計基準）、給与所得以外の場合355万円以下となる者。

※在学生：2021年5月1日現在、北里大学、北里大学大学院、北里大学保健衛生専門学院及び北里大学看護専門学校に在籍する学生（研究生、科目等履修生は含まない）。

3. 申込期間

第1回：2021年6月7日（月）～6月30日（水）

第2回：10月頃を予定

※1回目の採用状況により、実施しない場合があります

以 上

2021年6月7日
北里大学教学センター事務室